

## 日商簿記検定受験者への連絡・注意事項について

- 原則、一度申しこまれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。
- 試験会場には、所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 試験開始から30分間は遅刻者の入場を許可しますが、それ以降は認められません。
- 試験開始後の退席は試験委員の指定した時間内に限ります。なお、一度退席すると試験終了扱いとなり再入場はできません。したがって、トイレなどは試験前に必ず済ませてください。
- 受験に際しては、顔が分かる身分証明書（運転免許証・学生証等）を携帯して下さい。
- 試験中の飲食、喫煙はできません。
- 次に該当する受験者は失格とし試験途中で受験をお断りするとともに、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
  - ・試験委員の指示に従わない者
  - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
  - ・試験中に、係員の指示に従わず携帯電話を使用したり、音を鳴らしたりした者
  - ・問題用紙、答案用紙、計算用紙を持ち出す、または複写する者
  - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
  - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
  - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
  - ・その他の不正行為を行う者
- 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- 原則、受験者本人からの請求で開示可能な項目は、合計点及び各大問の点数のみです。その他質問（問題内容、採点基準・方法、各小問の正誤など）には受験者本人からの請求であっても一切回答できません。
- 原則、受験者本人からの請求であっても問題・答案用紙の公開や返却には一切応じられません。ただし、主催元（日本商工会議所）がHPを通じて、1級のみ問題を後日公開します。
- 原則、合格証書は申込時の住所に簡易書留にて郵送いたします。合格者の都合で届かず当所へ差し戻された場合、合格証書を受け取る方法は下記の2つとなります。
  - ・着払での郵送。なお、書留全般は着払不可のため普通郵便での発送となります。そのため、配達状況の追跡はできません。また、郵便局の責めによる紛失の補償もなく、当所も一切責任は負いません。
  - ・商工会議所窓口での受取。なお、対応時間は平日9時～17時15分まで。合格者本人の身分証明必須です。
- 合格証書の再発行はできません。ただし、合格証明書を1通1,050円で発行することは可能です。
- 試験や採点が適切に実施できなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止されたり答案が喪失・焼失・紛失し採点不能となる事態に陥った場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。